

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の規定により、下記の地区の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

三原村長 田野 正利



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

三原地区

(下切・亀ノ川・広野・柚ノ木・宮ノ川・来栖野・皆尾・芳井・下長谷・上下長谷
・上長谷・狼内・成山)

2 縦覧場所

幡多郡三原村来栖野 346 番地

三原村役場 2 階 農林業建設課